

7 冷蔵庫用脱臭・消臭剤

(適用範囲)

Q スプレー式やふきん式の消臭商品は対象になるか。

A 冷蔵庫内に据え置く商品でないので、対象外である。

Q 脱臭効果もあるがその他の機能もついている商品は、条例の規制の対象となるか。

A 消費者が購入しうる商品であり、冷蔵庫又は冷凍庫内に据え置いて、脱臭・消臭効果のある商品であれば、基本的に対象となる。

(成分の表示)

Q ヤシガラ活性炭と表示してよいか。

A 種類名は書かず、「活性炭」と表示する。

Q 活性炭素繊維の表示方法はどうか。

A 活性炭素繊維又は活性化炭素繊維と表示する。

Q 二酸化塩素の表示方法は。

A ClO₂、安定化二酸化塩素、クロラインジオキサイドとも呼ばれるが、「二酸化塩素」と表示する。

Q 植物精油の表示方法は。

A 植物抽出物、植物性物質、植物抽出成分等の表現を用いず、「植物精油」と表示する。植物精油には、水で抽出したもので油に属さないものも含む。

Q セラミック材の表示方法は。

A セラミック材やセラミックは、「セラミックス」と表示する。

Q 物質名又は総称名の説明を一括表示枠の外に表示してよいか。例えば、「ヤシガラ活性炭を使用しており…」や「安定化二酸化塩素の使用で…」など。

A 差し支えない。

Q 複数の消臭成分を使用している場合、その表示順位はどうするのか。

A 製品に占める量の多い順に表示する。

(その他の表示事項)

Q 有効期間を「約〇か月」と書いた上で、取り替え時の目安について、「中身が小さなかつたまりになった時が取り替え時です。」と書いても良いか。

A 差し支えない。

Q 小型、中型、大型冷蔵庫の目安は。

A 一応の目安は次のとおり。

小型：120L以下、中型：121L～300L、大型：301L以上。

Q 「小・中冷蔵庫用（〇〇Lまで）」という表示方法でよいか。また、「野菜室用」と書いて、大、中、小を付さないでもよいか。

A 差し支えない。

Q 「使用上の注意」として表示すべき内容はどのようなものか。当該商品は、ゲル状又は液状のものである。

A 使用上の注意は、事業者が商品ごとに消費者に分かりやすいように表示することになっている。ゲル状又は液状の商品については、「食品ではありません。誤って食べないようにご注意ください。」などと食品でない旨を表示することが望ましい。